

尼崎市食育推進会議の傍聴に関する注意事項

傍聴に当たっては、次の事項をお守りください。

1 傍聴することができない者

- (1) 凶器その他、人に危害を加える恐れのあるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ピラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用又は装備している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類またラジオ、拡声器、無線機を携帯している者
- (6) 写真機、撮影機、録音機その他の類を携帯している者
- (7) その他、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす恐れがあると会長が認めた者
- (8) 児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができないものとする。ただし、保護者等が随伴し、かつ、傍聴席において静穏な状態を維持できるものと会長が認めた場合は、この限りではない。

2 傍聴人の守るべき事項

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 議事に批判を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (3) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (4) 飲食、喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話の音が出ないようにすること。
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

- ・ 違反した場合は、退場を命じる場合があります。
- ・ 違反行為等で退場を命じられた場合及び非公開とされた案件が協議される場合は、速やかに会議室より退出してください。

以 上
(健康福祉局 健康増進課)